

契約期間の月別予定使用電力量等

年 月	力 率 (%)	最大電力 (k W)	契約電力 (k W)	月別使用電力量 (k W h)			合 計
				重負荷時間	昼間時間	夜間時間	
令和元年10月	100	496	630	0	157,400	147,100	304,500
令和元年11月	100	479	630	0	143,300	145,700	289,000
令和元年12月	100	528	630	0	151,200	165,800	317,000
令和2年1月	100	600	630	0	146,700	174,500	321,200
令和2年2月	100	581	630	0	144,500	142,800	287,300
令和2年3月	100	490	630	0	151,900	156,300	308,200
令和2年4月	100	559	630	0	140,500	145,100	285,600
令和2年5月	100	485	630	0	132,300	169,100	301,400
令和2年6月	100	546	630	0	160,400	136,600	297,000
令和2年7月	100	571	630	91,700	81,800	169,600	343,100
令和2年8月	100	589	630	97,600	86,300	167,000	350,900
令和2年9月	100	523	630	78,400	68,300	156,800	303,500
合 計				267,700	1,564,600	1,876,400	3,708,700

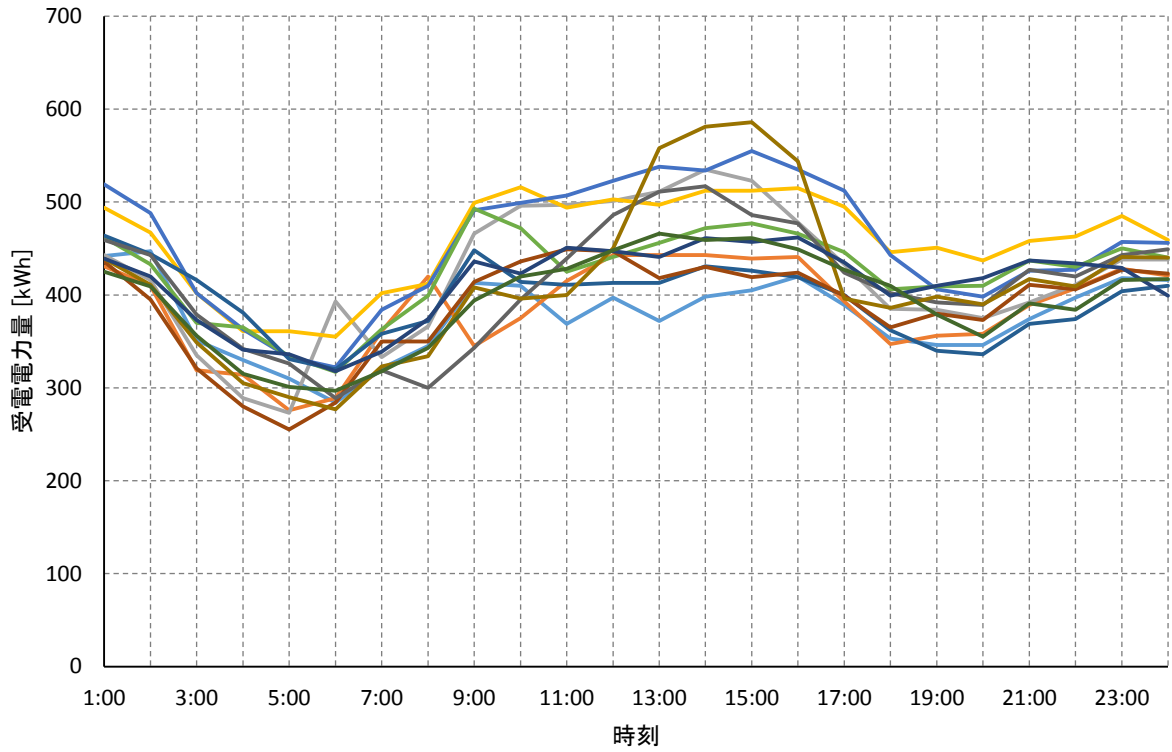
【 季節区分 および 時間帯区分 】

- 1 季節区分は次のとおりとする。
 - (1) 夏季 毎年7月1日から9月30日までの期間とする。
 - (2) その他季節 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間とする。
- 2 時間帯区分は次のとおりとする。
 - (1) 重負荷時間
夏季の毎日午前10時から午後5時までの時間とする。ただし、3の夜間時間扱い日に定める日の該当する時間を除く。
 - (2) 昼間時間
毎日午前8時から午後10時までの時間とする。ただし、重負荷時間および3の夜間時間扱い日に定める日の該当する時間を除く。
 - (3) 夜間時間
重負荷時間および昼間時間以外の時間とする。
- 3 夜間時間扱い日
 - (1) 夜間時間扱い日とは、次の日をいう。
 - ア 日曜日
 - イ 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 - ウ イに定める日が日曜日となる場合、その翌日以降でその日に最も近いでない日
 - エ 1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日

平成30年度 月別使用電力量等の実績

月	力率 (%)	最大電力 (kW)	月別使用電力量(kWh)			
			重負荷時間	昼間時間	夜間時間	合計
平成30年 4月	100	546		128,435	132,656	261,091
平成30年 5月	100	474		119,332	152,296	271,628
平成30年 6月	100	534		146,771	125,230	272,001
平成30年 7月	100	558	83,690	74,612	154,723	313,025
平成30年 8月	100	576	89,107	78,728	152,422	320,257
平成30年 9月	100	511	71,794	62,557	143,645	277,996
平成30年 10月	100	485		142,256	132,767	275,023
平成30年 11月	100	468		130,504	132,754	263,258
平成30年 12月	100	516		136,640	149,879	286,519
平成31年 1月	100	587		133,068	158,227	291,295
平成31年 2月	100	568		130,326	128,857	259,183
平成31年 3月	100	479		137,173	140,830	278,003
合 計			244,591	1,420,402	1,704,286	3,369,279

平成30年度 各月最大負荷日のロードカーブ



平成30年度 各曜日別最大負荷日のロードカーブ

